

令和4年10月20日

秋田県補助事業 貸切タクシー対応事業者 各位

秋田県ハイヤー協同組合：事務局

貸切タクシー優待申請書の利用（使用）方法の変更等について

令和4年4月15日から実施しています「令和4年度：貸切タクシー利用促進支援事業」について、9月末時点での利用状況は、利用枚数235枚、利用金額10,835,640円、補助金額4,915,645円と、県の補助金額900万円に対して、54.62%の執行率となっています。

本事業は来年1月末日までとなっていますが、これまでの申請状況から利用している地域・事業者と利用されていない地域・事業者がはっきりしており、また、これから雪の季節を迎えるため、その利用も限られてくるものと考えられ、このままで推移しますと県の補助金額を消化できない状況にあります。

つきましては、本支援事業を有効活用するため、11月1日以降の利用（使用）方法を下記に変更することになりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、「10月の貸切タクシー優待申請書の利用（使用）の実績」がある事業者は、別紙により報告をお願いします。

記

- ① 先に配布している『貸切タクシー優待申請書』（A4版：水色）は、11月1日以降の利用（使用）はできませんので各事業者で廃棄してください。
- ② 11月1日以降の予約が入っている場合⇒新しい優待申請書と交換しますので、その旨を別紙にご記入願います。
- ③ 新たに11月1日以降の予約が入った場合⇒その都度、『新しい優待申請書の必要枚数』と『大凡の利用金額』の連絡を事務局（秋田県ハイヤー協同組合：018-864-1351）をお願いします。
 - 土日・祝祭日の、受付はしません。
- ④ 受付後、郵送等にて『新：貸切タクシー優待申請書』（A4版：桃色）をお届けします。（以下、「新申請書（本通）」という。）
- ⑤ 郵送等で間に合わない場合は、仮の『新：貸切タクシー優待申請書』（以下、「新申請書（仮）」という。）を事務局からメール又はFAXにて送信しますので、利用者からは「新申請書（仮）」の必要箇所に記入していただきます。
- ⑥ その後、届いた「新申請書（本通）」に事業者が書き写し、利用者が記載した「新申請書（仮）」を添付し、従来どおり（翌月15日迄）請求してください。

- 「新申請書（本通）」とは、A4版（桃色紙）で印刷したものをいいます。
- 「新申請書（仮）」とは、FAXかメールで送ったものをいいます。

◇ この補助事業は、予算額の900万円になり次第、終了となりますのでご了承願います。

別紙

令和4年10月20日

秋田県補助事業
貸切タクシー対応事業者 各位

秋田県ハイヤー協同組合：事務局

お願い

10月の貸切タクシー優待申請書の利用（使用）実績と
11月の予約状況の報告について

今後、別添のご案内のとおり「貸切タクシー優待申請書」の利用（使用）方法が変更され、日々の利用状況を把握することになります。

つきましては、10月に利用（使用）された件数と金額を把握し、11月1日から新たに実施したいと存じますので、**利用実績のある事業者は、11月1日（火）正午まで**下記に記入の上、秋田県ハイヤー協同組合（FAX：018-864-1353）へ報告願います。

また、既に配布している『貸切タクシー優待申請書』（A4版：水色）は、11月1日以降の利用（使用）はできません。予約が入っている場合は交換となりますので、その枚数も報告願います。

※ 10月利用分は従来通り、11月15日（火）まで『「貸切タクシー優待申請書」の送付書』での請求をお願いします。

記

秋田県ハイヤー協同組合
（FAX：018-864-1353）

事業者名

担当者名

『貸切タクシー優待申請書』の10月の利用分を報告します。

枚 数	金 額
枚	円

① 11月の予約が入っており、交換を希望します。

枚 数	金 額
枚	円